

令和7年度 教育委員会における 学校の働き方改革のための「見える化」調査 【結果概要】



令和8年3月



文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

1	調査概要	3
2	調査項目	4
3	調査結果	
	（１）本調査結果のポイント	5
	（２）今後の取組について	8
	（３）各学校種における勤務状況	
	＊小学校	9
	＊中学校	10
	＊高等学校	11
	＊特別支援学校	12
	＊幼稚園	13
	（４）給特法・指針の改正等を踏まえた教育委員会の取組状況	14
	（５）「３分類」に基づく教育委員会の取組状況	17

1 調査目的・趣旨

- 全国における**働き方改革の進捗状況を明確にする**とともに、各教育委員会・学校が自身の取組状況を俯瞰することを通じて、**更なる働き方改革の取組の推進を促す**ことを目的として、学校現場の負担軽減の観点にも十分留意しつつ、毎年度調査を実施。
- 今年度においては、給特法¹やそれに基づく大臣指針²の改正等を踏まえ、1箇月当たりの平均時間外在校等時間等の**教師の勤務状況**や、**法律・指針等において規定した取組の進捗状況**（「**学校と教師の業務の3分類**」に基づく取組状況を含む）等を調査。

2 調査基準日

令和7年9月1日時点

3 調査対象

- 学校の教職員の服務監督を行う全ての教育委員会等※
（それぞれ所管している各学校に対する取組状況について回答）

※以下「教育委員会」とする。

4 回答率

100%

1. 「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」

2. 「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るための講ずべき措置に関する指針」

3つの調査項目について、全ての教育委員会に対して調査を実施。



教職員の勤務状況の把握

● 教師の時間外在校等時間¹等の状況

※ 各教育委員会の所管する学校に在籍する教師（校長、副校長・教頭、教諭（主幹教諭・指導教諭を含む）、養護教諭、栄養教諭）について、令和6年度の時間外在校等時間における、

- ・ 1箇月「45時間以下」等の教師の割合
- ・ 年間「360時間以下」の教師の割合
- ・ 1箇月の平均時間 のほか、

令和6年度の年間平均有給休暇取得日数について調査。

※ 令和7年度末までに、
全ての教育委員会において、
客観的な方法で在校等時間を把握²予定。



具体の取組の実施状況

- 給特法やそれに基づく大臣指針の改正等を踏まえた取組状況
- 「学校と教師の業務の3分類」に係る業務の役割分担・適正化のために必要な取組



取組事例

- 学校における働き方改革推進のための具体の取組事例
- ↓
- 教育委員会の取組によって、当該地域の学校における働き方改革が推進されている事例等を紹介（別途公表）

1. 在校等時間：「公立学校のエデュケーション職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」において定める、教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間

2. 所管する全ての小学校・中学校・高等学校・特別支援学校において、ICTの活用やタイムカード、パソコンの使用時間の記録等による客観的な方法で在校等時間を把握しており、かつ校外や土日・祝日などに校務として行う業務の時間も把握していること。

本調査結果のポイント

時間外在校等時間等の状況（令和6年度の状況）

令和5年度と比較して、
月45時間以下の教諭の割合は、全ての学校種において改善。
月80時間超の教諭の割合も、全ての学校種において改善。

年間360時間以下の教諭の割合は、
 小学校で約53%、中学校で約36%、高等学校で約52%、
 特別支援学校で約81%、幼稚園で約87%。

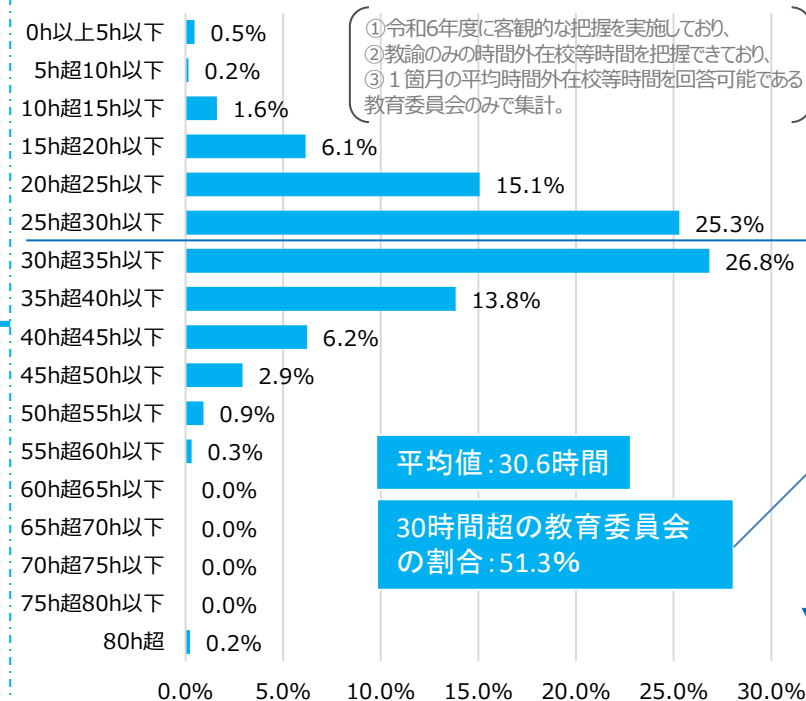
給特法で目標が規定された**1箇月平均時間外在校等時間**（※）は、
 小学校教諭で約31時間、中学校教諭で約40時間、
 高等学校教諭で約33時間、特別支援学校教諭で約21時間、
 幼稚園教諭で約15時間。

また、教育委員会間の差が大きく、1箇月の平均時間が30時間
 超である教育委員会は、全学校種において存在し、
 特に小・中・高においては50%以上を占めている。

年間平均有給休暇取得日数は、
 小学校で約17日、中学校で約15日、高等学校で約15日、
 特別支援学校で約17日、幼稚園で約13日。

	（月45時間以下の割合）		（月80時間超の割合）	
小学校	77.8%	+2.4pt ▲	1.3%	-0.3pt ▼
中学校	60.5%	+2.9pt ▲	7.4%	-0.6pt ▼
高等学校	72.6%	+0.8pt ▲	5.6%	-0.1pt ▼
特別支援学校	92.2%	+0.5pt ▲	0.4%	-0.1pt ▼
幼稚園	95.8%	+2.4pt ▲	0.1%	-1.3pt ▼

例えば、各教育委員会の小学校教諭の時間外在校等時間分布



※ 令和7年6月に成立した給特法等改正法の附則第3条において、「政府は、令和11年度までに、公立の義務教育諸学校等の教育職員について、1箇月時間外在校等時間を平均30時間程度に削減することを目標とすることを規定。

本調査結果のポイント

働き方改革の取組状況（令和7年度の状況）

Point. 実施率が高水準

都道府県・政令市・市区町村を総計した**実施率が80%以上**である取組は以下のとおり。

給特法・指針の改正等を踏まえた取組

「標準授業時数を大きく上回って教育課程を編成している学校に対する指導・助言」（85.2%）

「学校行事の精選・重点化、又は準備の簡素化・省力化に係る指導・助言」（82.2%）

特に、「学校と教師の業務の3分類」に基づく取組

「ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理をICT支援員等で対応」（80.1%）

「授業準備への支援スタッフの参画」（82.3%）「授業準備へのICTの活用」（80.4%）

「支援が必要な児童生徒等・家庭への対応について専門人材と教師が協働して対応」（96.9%）

「支援が必要な児童生徒等・家庭への対応について首長部局や関係機関と連携体制を構築」（88.2%）

Point. 昨年度からの実施率の上昇

令和6年度と比較して、実施率が**5ポイント以上上昇**した取組は以下のとおり。

給特法・指針の改正等を踏まえた取組

・改正給特法で義務化された内容と関係が深い、

「在校等時間の目標の設定」（R6：60.7% → R7：71.0%）

「総合教育会議における学校の働き方改革の議題化」（R6：43.2% → R7：49.7%）

・その他、「働き方改革の多面的な目的を踏まえた目標の設定」（R6：27.8% → R7：48.9%）

特に、「学校と教師の業務の3分類」に基づく取組

・「放課後から夜間等の見回り、児童生徒の補導時の対応を学校以外の主体が中心に対応」（R6：44.7% → R7：49.8%）

・「学習評価や成績処理への支援スタッフの参画」（R6：49.3% → R7：60.0%）

令和6年度において、**市町村の実施率が政令市と比べて大幅に低かった11項目**（※1）**のうち4項目**で、

市町村の実施率が**5ポイント以上上昇**。つまり、**市町村の取組が進展してきている**。

※1 実施率が20pt以上の差がある項目を指しており、「在校等時間の目標の設定」や、「学習評価や成績処理への支援スタッフの参画」等が該当。

本調査結果のポイント

各都道府県における、
**「学校における働き方改革を含む教師を取り巻く環境整備について、総合教育会議で議題として取り上げている」
 教育委員会の割合の一覧**

地域名	域内教育委員会の実施率	地域名	域内教育委員会の実施率	地域名	域内教育委員会の実施率
北海道	49.2 %	石川県	65.0 %	岡山県	42.9 %
青森県	36.6 %	福井県	66.7 %	広島県	30.4 %
岩手県	44.1 %	山梨県	37.9 %	山口県	75.0 %
宮城県	48.6 %	長野県	44.6 %	徳島県	24.0 %
秋田県	65.4 %	岐阜県	71.1 %	香川県	73.7 %
山形県	47.2 %	静岡県	50.0 %	愛媛県	54.5 %
福島県	38.3 %	愛知県	51.9 %	高知県	47.2 %
茨城県	73.3 %	三重県	58.1 %	福岡県	48.3 %
栃木県	26.9 %	滋賀県	45.0 %	佐賀県	47.6 %
群馬県	38.9 %	京都府	28.0 %	長崎県	63.6 %
埼玉県	57.1 %	大阪府	35.7 %	熊本県	44.4 %
千葉県	50.0 %	兵庫県	58.1 %	大分県	63.2 %
東京都	41.3 %	奈良県	50.0 %	宮崎県	48.1 %
神奈川県	32.3 %	和歌山県	40.6 %	鹿児島県	79.5 %
新潟県	60.0 %	鳥取県	65.0 %	沖縄県	38.1 %
富山県	68.8 %	島根県	40.0 %		

※ 政令市は除いている。

今後の取組について

令和8年度から改正給特法が施行される中、文部科学省として、教育委員会における業務量管理・健康確保措置実施計画に基づく取組の着実な実施を推進し、学校における「働きやすさ」と「働きがい」の両立を図ることで、教師が子供たちと向き合う時間をしっかりと確保し、ひいては全ての子供たちへのよりよい教育の実現を目指す。

改正給特法等の仕組みに基づく働き方改革の計画的な推進

- ・ 改正給特法等で法制化された仕組み（時間外在校等時間の目標設定を含む計画の策定や、毎年度の実施状況の総合教育会議への報告・公表等）の着実な実施が重要。
- ・ 文部科学省において令和8年度当初に実施計画の策定等に関するフォローアップ調査を実施。
- ・ 法に基づく実施計画・実施状況の公表や、国のフォローアップ調査を通じて、働き方改革の進捗状況の「見える化」を徹底し、全ての教育委員会・学校において、課題の明確化と取組の検証・改善を実施。

教育委員会・学校の取組に対する支援

検証・改善プロセスの実施に係る伴走支援

- ・ 各服務監督教育委員会における、取組の検証・改善プロセスの実施を支援するため、文部科学省において、アドバイザーの派遣等による教育委員会への伴走支援を実施。
- ・ また、本調査結果の分析等を通じた先行事例の発信など、自治体間の知見の共有を促進。

働き方改革の総合的な推進

文部科学省として、以下の制度・予算事業の推進を通じ、学校における働き方改革を総合的に推進。

（主な関連施策）

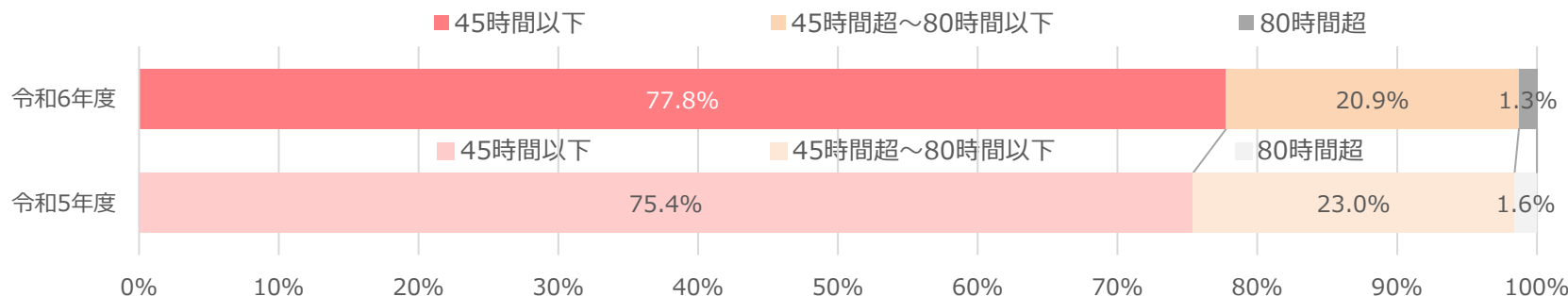
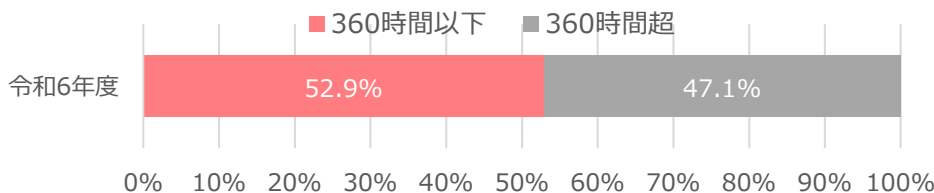
- ・ 事務職員を含む教職員定数の改善、教員業務支援員等の支援スタッフの配置充実
- ・ 行政による学校問題解決のための支援体制の構築に向けた支援
- ・ 標準を大きく上回る授業時数の見直し・年間授業週数の実態に応じた週当たり授業時数の平準化の促進
- ・ 部活動の地域展開等の全国的な実施
- ・ 校務DXの加速化、学校徴収金の公会計化の促進
- ・ 地域住民・保護者等による学校業務支援活動の推進

**小学校**

(義務教育学校前期課程を含む)

教諭（主幹教諭・指導教諭を含む）（以下、「教諭」という。）のうち、
時間外在校等時間が1箇月「45時間以下」の割合は**77.8%**であり、令和5年度から**増加**。

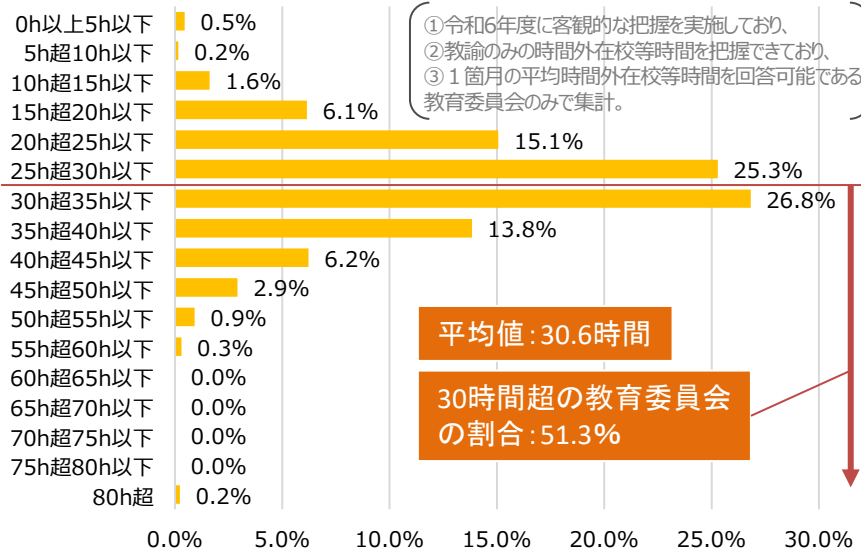
令和6年度（令和6年4月～令和7年3月）における、教諭の時間外在校等時間について、

【1】1箇月「45時間以下」等に該当する割合**【2】1年間「360時間以下」等に該当する割合（新規）****【3】1箇月の平均時間（新規）**

時間外在校等時間：**30.6時間**

1年間の平均有給休暇取得日数（新規）

有給休暇取得日数：16.5日

（各教育委員会の時間外在校等時間分布）

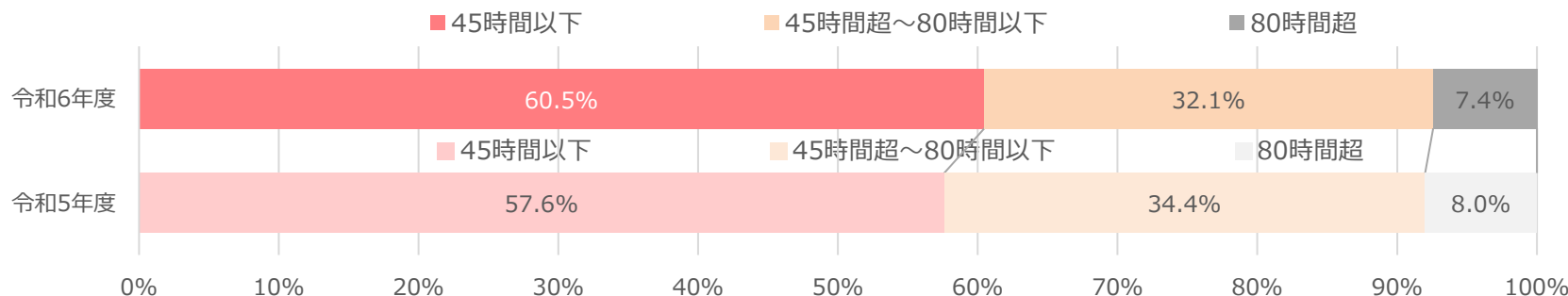
中学校

(義務教育学校・特別支援学校・中等教育学校前編・後編を合算)

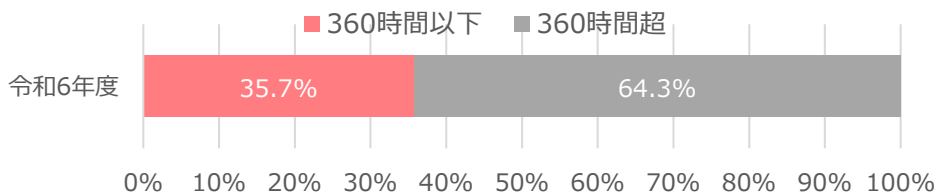
教諭のうち、
時間外在校等時間が1箇月「45時間以下」の割合は**60.5%**であり、令和5年度から**増加**。

令和6年度（令和6年4月～令和7年3月）における、教諭の時間外在校等時間について、

【1】1箇月「45時間以下」等に該当する割合



【2】1年間「360時間以下」等に該当する割合（新規）



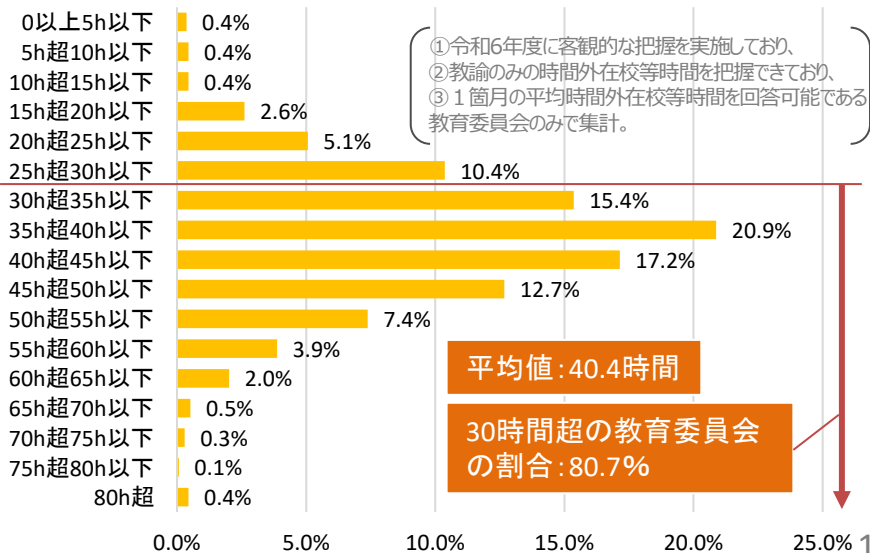
【3】1箇月の平均時間（新規）

時間外在校等時間：40.4時間

1年間の平均有給休暇取得日数（新規）

有給休暇取得日数：14.6日

（各教育委員会の時間外在校等時間分布）



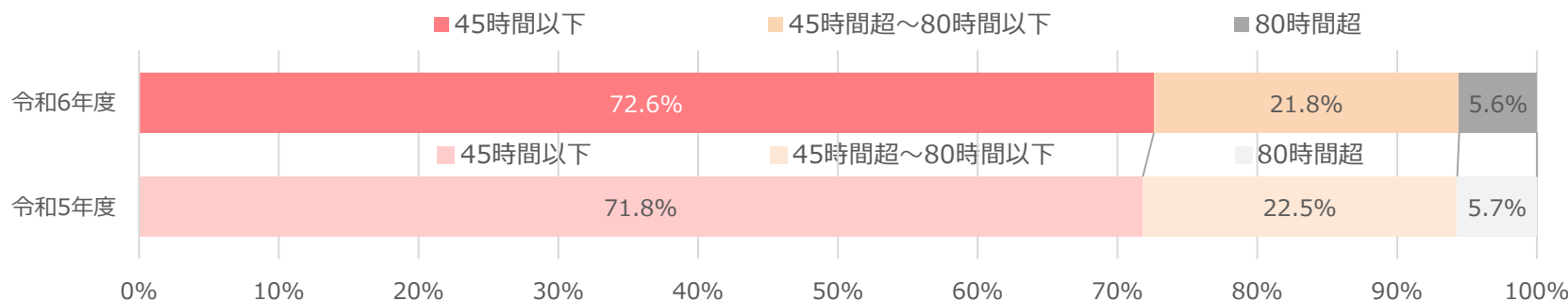
高等学校

(中等教育学校後期課程を含む)

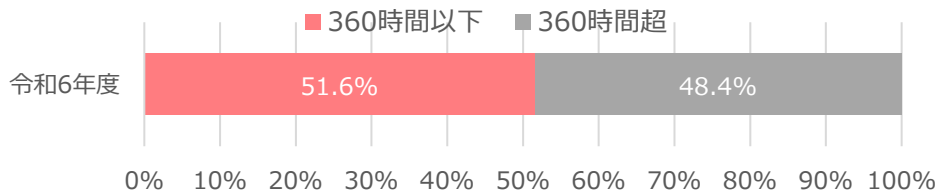
教諭のうち、
時間外在校等時間が1箇月「45時間以下」の割合は**72.6%**であり、令和5年度から**増加**。

令和6年度（令和6年4月～令和7年3月）における、教諭の時間外在校等時間について、

【1】1箇月「45時間以下」等に該当する割合



【2】1年間「360時間以下」等に該当する割合（新規）



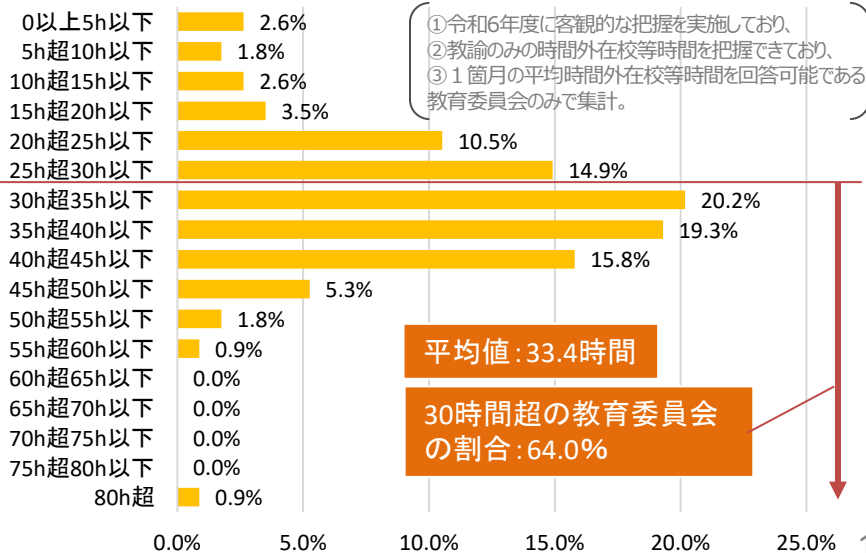
【3】1箇月の平均時間（新規）

時間外在校等時間：33.4時間

1年間の平均有給休暇取得日数（新規）

有給休暇取得日数：15.1日

（各教育委員会の時間外在校等時間分布）

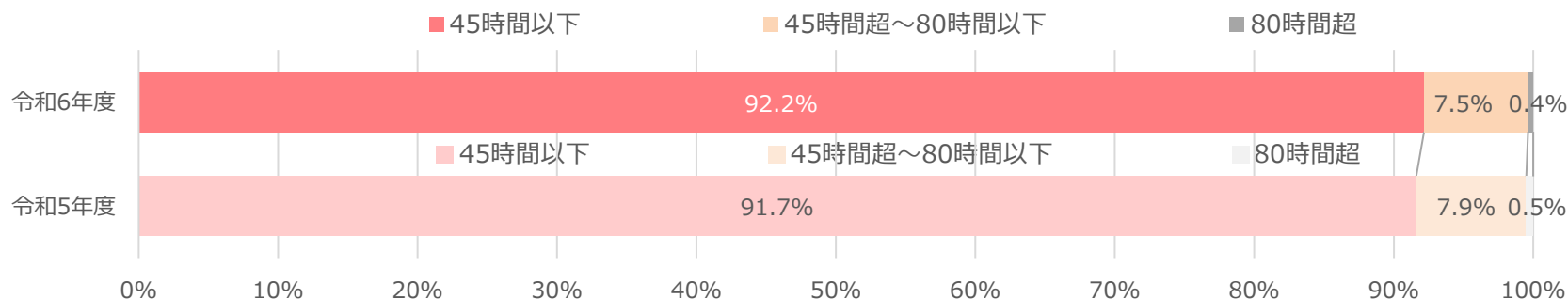


特別支援学校

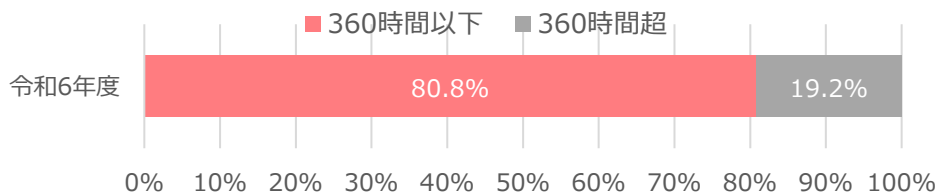
教諭のうち、
時間外在校等時間が1箇月「45時間以下」の割合は**92.2%**であり、令和5年度から**増加**。

令和6年度（令和6年4月～令和7年3月）における、教諭の時間外在校等時間について、

【1】1箇月「45時間以下」等に該当する割合



【2】1年間「360時間以下」等に該当する割合（新規）



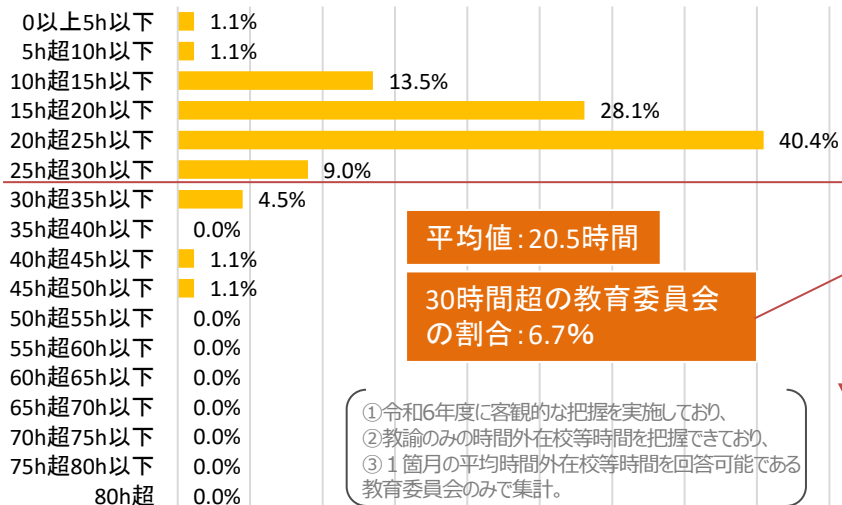
【3】1箇月の平均時間（新規）

時間外在校等時間：20.5時間

1年間の平均有給休暇取得日数（新規）

有給休暇取得日数：16.9日

（各教育委員会の時間外在校等時間分布）





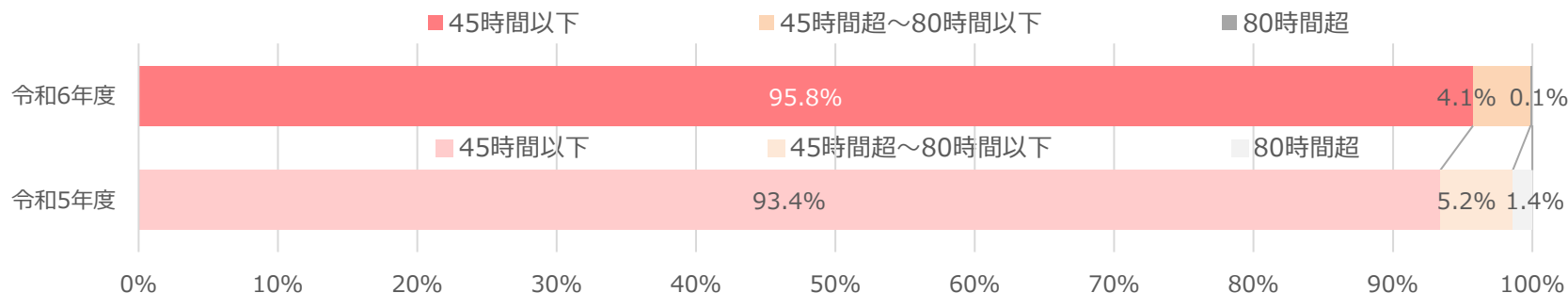
幼稚園

(幼稚園型認定こども園を含む)

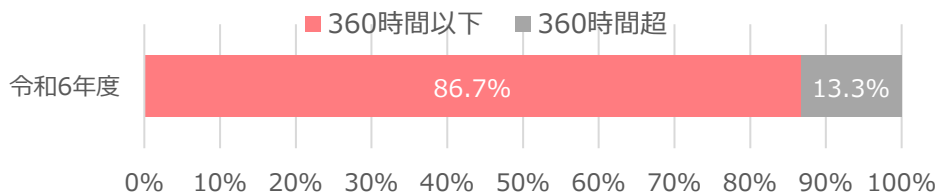
教諭のうち、
時間外在校等時間が1箇月「45時間以下」の割合は**95.8%**であり、令和5年度から**増加**。

令和6年度（令和6年4月～令和7年3月）における、教諭の時間外在校等時間について、

【1】1箇月「45時間以下」等に該当する割合



【2】1年間「360時間以下」等に該当する割合（新規）



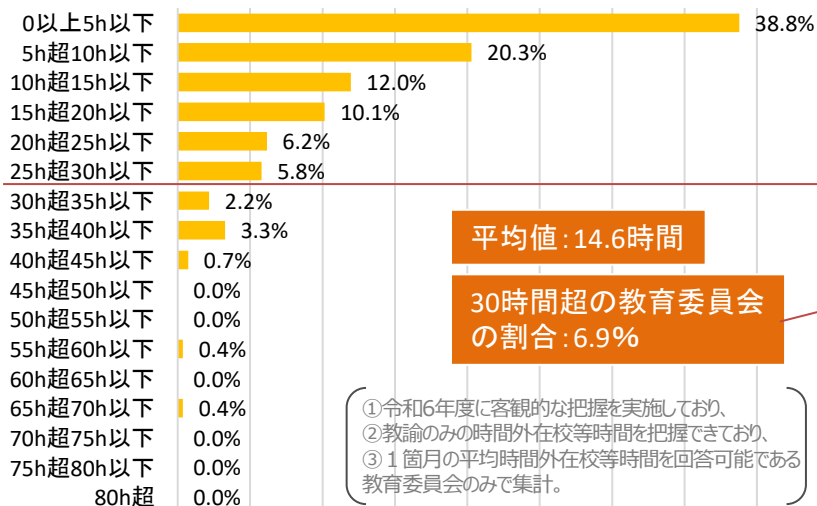
【3】1箇月の平均時間（新規）

時間外在校等時間：14.6時間

1年間の平均有給休暇取得日数（新規）

有給休暇取得日数：13.3日

（各教育委員会の時間外在校等時間分布）



取組内容	◆：今年度新規で調査した項目 ★：実施率（※）が80%以上の項目 ▲：直近の調査結果に比べて5%以上増加している項目				都道府県 (n=47)	政令市 (n=20)	市区町村 (n=1,737)	総計 (n=1,804)
① 所管の学校の働き方改革又は業務改善に関して、時間外在校等時間の縮減等に向けた業務改善方針や計画等を策定している。	★	100.0%	★	100.0%	70.9%	72.0%		
②-1 業務改善方針や計画等における目標について、在校等時間に係る目標を掲げている。	★	95.7%	★	100.0%▲	69.9%▲	71.0%▲		
②-2 業務改善方針や計画等における目標について、在校等時間の縮減以外に、健康確保等の働き方改革の多面的な目的を踏まえた目標を立てている。		74.5%▲	★	85.0%▲	47.8%▲	48.9%▲		
③ 所管の学校における在校等時間を公表している。	★	85.1%	★	85.0%	25.1%	27.3%		
④ 所管の学校における在校等時間の縮減に向けた取組内容を公表している。	★	97.9%▲	★	95.0%▲	27.9%	30.5%		
⑤ 学校における業務改善の取組の促進にかかる定量的なフォローアップを実施している。◆	★	93.6%	★	95.0%	54.9%	56.3%		
⑥ 学校における働き方改革を含む教師を取り巻く環境整備について、総合教育会議で議題として取り上げている。		63.8%		65.0%	49.2%▲	49.7%▲		
⑦ 令和7年度当初、標準授業時数を大幅に上回って（年間1,086単位時間以上）教育課程を編成していた学校に対して、令和8年度の教育課程編成において、見直すことを前提に点検を行い、指導体制に見合った計画とする指導・助言を行っている。	★	91.5%	★	100.0%▲	84.9%	85.2%		
⑧ 学校の日課表等において、授業時数の見直しと併せて放課後に行われる児童生徒の活動時間（補習及び部活動を含む。）を教育職員の所定の勤務時間に適切に設定している。◆		36.2%		50.0%	47.2%	46.9%		
⑨ 学校行事について、教育上真に必要とされるものに精選することや、より充実した学校行事にするため行事間の関連や統合を図ることなど、学校行事の精選・重点化、または準備の簡素化、省力化を図るよう、指導・助言をしている。	★	95.7%	★	100.0%	81.6%	82.2%		

※ 各取組について、【a:既に実施した又は実施中】【b:実施に向けて検討中】【c:特に取り組んでいない、取り組む予定はない】のうち、【a:既に実施した又は実施中】を選んだ自治体の割合を「実施率」としている。

取組内容  : 今年度新規で調査した項目  : 実施率（※）が80%以上の項目  : 直近の調査結果に比べて5%以上増加している項目	都道府県 (n=47)	政令市 (n=20)	市区町村 (n=1,737)	総計 (n=1,804)
⑩ 学校事務の共同実施をしている。	14.9%	 90.0% 	74.6%	73.2%
⑪ 教育委員会として、各学校の労働安全衛生管理体制の整備・充実に向けた取組を行っている。	 100.0%	 100.0%	76.6%	77.4%
⑫ 終業から始業までに一定時間以上の継続した休息時間が確保（勤務間インターバル）されるよう教育委員会として、学校への周知・指導・助言や、必要に応じて条例・規則等の制定・改正など必要な取組を行っている。 	34.0%	20.0%	34.3%	34.1%
⑬ 留守番電話の設定など、所定の勤務時間外に外部からの電話に対応する必要のない環境を整備している。 	 93.6%	 100.0%	66.7%	67.7%
⑭ 心身の健康問題についての相談窓口を設置している。 	 95.7%	 100.0%	56.0%	57.5%
⑮ 教職員の健康及び福祉を確保するため、人事委員会（人事委員会を置かない地方公共団体においては地方公共団体の長）との連携を図ったり、外部有識者を含む会議体を設置したりするなど、働き方に関する専門的な助言を求める体制の構築に努めている。 	72.3%	65.0%	19.7%	21.6%

※ 各取組について、【a:既に実施した又は実施中】【b:実施に向けて検討中】【c:特に取り組んでいない、取り組む予定はない】のうち、【a:既に実施した又は実施中】を選んだ自治体の割合を「実施率」としている。

取組内容	 : 今年度新規で調査した項目  : 実施率（※）が80%以上の項目  : 直近の調査結果に比べて5%以上増加している項目	都道府県 (n=47)	政令市 (n=20)	市区町村 (n=1,737)	総計 (n=1,804)
⑯ 連続して7日間以上（土日祝を含む）の学校閉庁日を設定している。 		57.4%	 80.0%	68.2%	68.0%
⑰ 学校における働き方改革について、学校の教職員から自分事としてボトムアップで働き方改革や業務改善の取組が提案されるよう、学校評価や人事評価等の活用による学校レベルでのPDCAサイクルの取組を促進している。 		78.7%	 85.0%	48.7%	49.9%
⑱-1 教育委員会が所管する学校において、業務の持ち帰りが行われているかどうかを把握している。 		66.0%	40.0%	42.4%	43.0%
⑱-2 令和6年度以降に、教員が業務の持ち帰りを行わずに済むように、所管する学校に対して支援を行ったか。※⑱-1について実施している教育委員会を母数とした際の割合 		100.0%	100.0%	93.9%	94.2%
（主な支援策の例としては以下のとおり） ・教員以外の職員・スタッフの配置拡充 ・校務分掌の見直しに係る助言や業務の精選・校務DX等による効率化等					
⑲-1 所管する学校における、休憩時間の設定状況について把握している。 		74.5%	75.0%	66.2%	66.5%
⑲-2 令和6年度以降に、教員の休憩時間の確保に向けて、学校に対して、支援を行ったか。※⑲-1について実施している教育委員会を母数とした際の割合 		60.0%	86.7%	56.3%	56.8%
（主な支援策の例としては以下のとおり） ・職員の追加配置など、指導・運営体制の充実 ・休憩時間の設定に係る具体的な工夫例の提供等					

学校以外が担うべき業務

取組内容 ◆ : 今年度新規で調査した項目 ★ : 実施率（※1）が80%以上の項目 ▲ : R6調査に比べて5%以上増加している項目	都道府県 (n=47)	政令市 (n=20)	市区町村 (n=1,737)	総計 (n=1,804)
① 登下校時の通学路における日常的な見守り活動 は、教育委員会が中心となり、保護者又は地域住民のその他の関係者が担う体制を構築している。 ◆ (※2)	37.5%	★ 80.0%	65.9%	65.6%
② 放課後から夜間等における見回り、児童生徒が補導された時の対応 は、学校以外の主体（地方公共団体、教育委員会、保護者、地域人材等）が中心に対応している。	51.1% ▲	★ 80.0% ▲	49.5%	49.8% ▲
③ 学校徴収金（給食費を含む）の徴収・管理 は、公会計化（地方公共団体の歳入歳出予算に組み入れること。）または教師が関与しない方法（地方公共団体や教育委員会による徴収・管理を含む）で徴収・管理等を行っている。	59.6%	70.0%	44.5%	45.2%
④ 地域人材等との連絡調整 は、窓口となる学校職員が直接行うのではなく、地域学校協働活動推進員（社会教育法第9条の7）等の学校以外の主体が中心に行うよう、地方公共団体や教育委員会等において必要な取組を実施している。	46.8% ▲	★ 80.0% ▲	52.7%	52.9%
⑤ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応 は、服務監督教育委員会が直接苦情等に対応する相談窓口の設置や、学校が弁護士等の専門家を活用できる環境の整備等により、教育委員会等の行政機関の責任において当該苦情及び要求等に対応できる体制を構築している。 ◆	★ 85.1%	70.0%	44.4%	45.7%

※1 各取組について、【a:既に実施した又は実施中】【b:実施に向けて検討中】【c:特に取り組んでいない、取り組む予定はない】のうち、【a:既に実施した又は実施中】を選んだ自治体の割合を「実施率」としている。

※2 問①は、所管する全ての学校において、該当する業務がない教育委員会数を対象から除いた上で実施率を算出している。

教師以外が積極的に参画すべき業務①

取組内容	◆：今年度新規で調査した項目 ★：実施率（※）が80%以上の項目 ▲：R6調査に比べて5%以上増加している項目			
	都道府県 (n=47)	政令市 (n=20)	市区町村 (n=1,737)	総計 (n=1,804)
⑥-1 教育委員会において 学校に送付される文書等の量の縮減 に向けた取組を行っている。◆	★ 87.2%	★ 85.0%	70.6%	71.2%
⑥-2 調査・統計等への回答 について、学校での回答が必要なものについては、教師の専門性に深く関わるものを除き事務職員が中心となって回答するよう学校に促している。◆	27.7%	50.0%	44.8%	44.4%
⑦ 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理業務 を学校において行う場合には、事務職員等が中心となって行っている。又は、民間事業者等への委託を行っている。◆	27.7%	10.0%	18.3%	18.5%
⑧ ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理 は、教育委員会と学校が連携を図りながら、事務職員やICT支援員が中心となって行っている。又は、民間事業者等への委託を行っている。◆	61.7%	65.0%	★ 80.8%	★ 80.1%
⑨ 学校プールや体育館等の施設・設備の管理業務 は、地方公共団体の関係部局とも連携しながら、民間事業者等への委託、指定管理者の活用、自動で給水を止めるためのシステムの導入、その他の方法の活用により、特定の職員に負担が集中しない環境を整備している。◆	23.4%	20.0%	26.8%	26.6%

※ 各取組について、【a:既に実施した又は実施中】【b:実施に向けて検討中】【c:特に取り組んでいない、取り組む予定はない】のうち【a:既に実施した又は実施中】を選んだ自治体の割合を「実施率」としている。

教師以外が積極的に参画すべき業務②

取組内容	◆：今年度新規で調査した項目 ★：実施率（※）が80%以上の項目 ▲：R6調査に比べて5%以上増加している項目			
	都道府県 (n=47)	政令市 (n=20)	市区町村 (n=1,737)	総計 (n=1,804)
⑩ 校舎の開錠・施錠は、機械警備やデジタル技術で業務の効率化を図る設備の導入、職員間の役割分担の見直し（教師が関与しない方法での実施）、管理業務の委託等により副校長又は教頭等の特定の職員に責任や負担が集中しない環境を整備している。◆	70.2%	65.0%	26.1%	27.7%
⑪ 児童生徒等の休み時間における対応は、休み時間の時間帯の特徴に応じた安全点検等の必要な措置を予め行った上で、学級担任等の特定の教師のみが対応するのではなく、地域住民等の支援を得つつ、学校の職員等の輪番等による負担軽減を促進している。◆	14.9%	40.0%	12.1%	12.5%
⑫ 校内清掃については、学級担任等の教育職員は児童生徒に対する指導を中心に担うものとし、地域住民の協力を得つつ、校内清掃の実施回数や範囲の合理化、学校の職員等の輪番等による負担軽減を促進している。◆	29.8%	65.0%	18.5%	19.3%
⑬-1 休日の部活動について、部活動指導員をはじめとした外部の人材の参画を図っている。◆	★ 100.0%	★ 100.0%	67.7%	68.9%
⑬-2 平日の部活動について、部活動指導員をはじめとした外部の人材の参画を図っている。◆	★ 95.7%	★ 95.0%	55.8%	57.3%

※ 各取組について、【a:既に実施した又は実施中】【b:実施に向けて検討中】【c:特に取り組んでいない、取り組む予定はない】のうち【a:既に実施した又は実施中】を選んだ自治体の割合を「実施率」としている。

教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

取組内容	◆：今年度新規で調査した項目 ★：実施率（※）が80%以上の項目 ▲：R6調査に比べて5%以上増加している項目			
	都道府県 (n=47)	政令市 (n=20)	市区町村 (n=1,737)	総計 (n=1,804)
⑭ 給食時における対応については、栄養教諭・学校栄養職員又は支援スタッフ等の参画・協力によって、学級担任の負担軽減を促進している。◆	68.1%	70.0%	49.6%	50.3%
⑮-1 授業準備（教材の印刷など）について、教師をサポートする教員業務支援員等の支援スタッフの参画を図っている。	★ 89.4%	★ 100.0%	★ 81.9%	★ 82.3%
⑮-2 授業準備（教材の作成等）について、学校において汎用クラウドツール（掲示板、チャット、グループウェア、オンラインストレージ）等のICTを活用し、教職員の負担軽減が図られるよう促している。◆	★ 95.7%	★ 90.0%	79.9%	★ 80.4%
⑯-1 学習評価や成績処理の補助的業務（採点作業など）について、教師をサポートする教員業務支援員等の支援スタッフの参画を図っている。	63.8% ▲	★ 85.0%	59.6% ▲	60.0% ▲
⑯-2 学習評価や成績処理の補助的業務（採点作業など）について、採点ソフトを導入するなどICTの活用を図っている。	★ 100.0% ▲	★ 80.0% ▲	49.9%	51.5%
⑰ 学校行事の準備・運営について、事務職員及び教員業務支援員等の支援スタッフとの協働促進や、外部委託を行うなど、負担軽減を図っている。◆	★ 80.9%	★ 90.0%	56.4%	57.4%
⑱ 生徒の卒業後の就職先に関する情報収集等について、教師と事務職員及び教員業務支援員等の支援スタッフや、地方公共団体等における就職に関する専門人材との協働を促進している。◆	★ 93.6%	55.0%	14.1%	16.6%
⑲-1 支援が必要な児童生徒等・家庭への対応について、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、特別支援教育支援員等の専門人材、日本語指導ができる支援員等の専門的な人材と教師との協働を図っている。◆	★ 100.0%	★ 100.0%	★ 96.8%	★ 96.9%
⑲-2 支援が必要な児童生徒等・家庭への対応について、首長部局や関係機関との連携体制（連絡窓口や会議体の設置、専門人材の派遣調整、支援機関の紹介等）を構築している。◆	78.7%	★ 100.0%	★ 88.3%	★ 88.2%

※ 各取組について、【a:既に実施した又は実施中】【b:実施に向けて検討中】【c:特に取り組んでいない、取り組む予定はない】のうち、【a:既に実施した又は実施中】を選んだ自治体の割合を「実施率」としている。